



【高山村】納税相談に必要なもの

令和4年分確定申告(納税相談)に必要なものは主に以下のとおりですので、納税相談に来庁する際には、あらかじめ準備をお願いします。日程等の詳細は、後日あらためてお知らせします。

なお、事前に「農業所得基礎資料報告書」と「医療費の明細書」を配布しましたので、ご活用ください。

◆ 共通事項

- ・「マイナンバーカード」もしくは「個人番号通知カード」と「運転免許証」等
※個人番号通知カードは記載された氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限りです。
- ・預貯金通帳(申告者本人名義のものに限る)
※金融機関名と口座番号がわかれば通帳でなくてもかまいません。

◆ 農業収入がある方

- ・「農業所得基礎資料報告書」(事前に配布してあります)
- ・「収入」とそれに伴う「支出(経費等)」のわかる書類

◆ 給与収入のある方

- ・「源泉徴収票」又は「支払証明書」(勤務先より配布)

◆ 年金収入のある方

- ・「源泉徴収票」(年金支払機関より送付)
※国民年金の源泉徴収票を紛失したときは、「ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165」に連絡し再発行を受けてください。

◆ 税務署から案内通知が送付された方

- ・「確定申告の案内通知」(税務署から送付されたもの)

◆ 上記以外の収入のある方

- ・「収入」とそれに伴う「支出(経費等)」のわかる書類

◆ 医療費控除を受ける方

- ・「医療費の明細書」及び「領収書」、「医療費のお知らせ」(各医療保険者から送付されたもの)
※個人ごと・医療機関ごとの合計額を計算し、「医療費の明細書」に記入しておいてください。

◆ 国民年金保険料控除を受ける方

- ・「控除証明書」(日本年金機構から送付)
※紛失したときは、「ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165」に連絡し再発行を受けてください。

◆ 生命保険料控除・地震保険料控除(長期損害保険料を含む)を受けられる方

- ・「控除証明書」(保険会社より送付、あがつま農協は高山支店の窓口で配付を受けてください)

◆ 初めて住宅借入金等特別控除を受けられる方

- ・「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」(借入金融機関から送付)
- ・「家屋の登記事項証明書」(前橋地方法務局中之条支局で交付)又は「不動産番号」
- ・「請負契約書」又は「売買契約書」

※申告内容によっては追加の書類が必要となる場合がありますので、ご了承ください。

《お問い合わせ先》 高山村役場 税務会計課 ☎0279-63-2111(内線31)

税務署からのお知らせ

●医療費控除を適用される方へ

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

なお、税務署から「医療費控除の明細書」の記載内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

申告会場の混雑緩和のため、「医療費の明細書」はご自宅で作成してきていただくようお願いします。

●消費税の確定申告をされる方へ

消費税の確定申告書を作成するためには、令和元年10月1日以降の取引について、売上げや仕入れ等を税率(軽減税率8%・標準税率10%)ごとに区分して記帳するなどの経理(区分経理)を行った帳簿が必要となります。

また、令和元年分からは、消費税確定申告書を作成するためには、区分経理を行った帳簿に基づき、「課税取引金額計算表」の作成が必要となります。

なお、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿や受け取った請求書などの書類を保存する必要があります。

●確定申告書等を郵送される方へ

確定申告書等を郵送により提出される場合は、下記の送付先「関東信越国税局業務センター前橋分室」宛への郵送をお願いします。

〈送付先〉 〒371-8587 関東信越国税局業務センター前橋分室

※郵便番号と宛名を記載してください。住所の記載は不要です。

《お問い合わせ先》 中之条税務署 ☎0279-75-3355(代表)

※音声案内が流れましたら、「2」を選択してください。

【税務署】確定申告のおしらせ

◆ 確定申告には、ご自宅からスマホ・パソコンでご利用いただけるe-Tax・スマホ申告が便利です。

確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード読取対応のスマホ又はICカードリーダーライターを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。マイナンバーカードをお持ちでない方は、お早めの取得をお願いします。

感染防止の観点からも、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を用いて、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

《確定申告などに関するお問い合わせ》

国税庁ホームページ「タックスアンサー」・「チャットボット(ふたば)」・「確定申告特集」をご利用ください。

《e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問い合わせ》

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(☎0570-01-5901)

【受付】月曜～金曜(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます)

◆ 所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設いたします。

● **会 場** 中之条税務署 1階会議室

● **期 間** 令和5年2月1日(水)から3月15日(水)まで

土、日及び祝日を除きます。

土地・建物の譲渡所得(公共事業による収用等含む)及び贈与税の申告相談等については、下記の相談日において、申告相談を受け付けております。

2月の相談日・・・1日(水)7日(火)15日(水)17日(金)21日(火)24日(金)27日(月)

3月の相談日・・・1日(水)7日(火)9日(木)13日(月)15日(水)

● **時 間** 相談受付：午前8時30分から午後4時まで

相談開始：午前9時から

確定申告会場の入場には、当日配付又は国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

※スマホをお持ちの方は、確定申告会場において、基本的にスマホを利用して申告書を作成していただきます。

相談の際は、マイナンバーカード及び「利用者証明書用電子証明書のパスワード(数字4桁)」、「署名用電子証明書パスワード(英数字6桁～16桁)」が分かるものを持参してください。

※確定申告会場に来場される際は、マスクを着用していただき、少人数でお越しください。

※入場の際に検温を実施しています。咳・発熱等の症状のある方は入場をお断りさせていただきます。

※午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。



国税庁LINE公式アカウント

令和5年
2023年

2

FEB

日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
			1 相談可能日	2	3	4
5	6	7 相談可能日	8	9	10	11 建国記念の日
12	13	14	15 相談可能日	16	17 相談可能日	18
19	20	21 相談可能日	22	23 天皇誕生日	24 相談可能日	25
26	27 相談可能日	28				

令和5年
2023年

3

MAR

日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
			1 相談可能日	2	3	4
5	6	7 相談可能日	8	9 相談可能日	10	11
12	13 相談可能日	14	15 相談可能日	16	17	18
19	20	21 春分の日	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

税務署からのお知らせ

◆ マイナンバーカードを使って自宅からスマホで確定申告！

確定申告は、ご自宅からのマイナンバーカードを利用したe-Tax・スマホ申告が便利です。

マイナンバーカードとスマホ(マイナンバーカード読取対応)があれば、多くの方が来場される確定申告会場に出向くことなく、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告を行うことができますので、ぜひご利用ください。

● メリットいっぱい！マイナンバーカード方式

- ・ 休日でも24時間、ご自宅から申告ができます。
- ・ 還付申告の場合、e-Taxなら早期還付されます。
- ・ マイナポータル連携により、一部の所得控除等が自動入力されます！
令和4年分からは、新たに1年間分の医療費の情報、公的年金等の源泉徴収票、国民年金保険料が自動入力の対象になります。
- ・ 令和4年分からは、申告の際に必要なマイナンバーカードの読み取り回数が1回になります(過去にマイナンバーカード方式で申告をされた方が対象です)。
- ・ スマホ申告は、専用画面を用意しています。
令和4年分からは、青色申告決算書・収支内訳書の作成がスマホ専用画面で可能になります！

〈動画で見る確定申告〉



動画で見る確定申告

〈確定申告書等作成コーナー〉



確定申告

〈マイナポータル連携〉



マイナポータル

◆ もっと身近に もっと便利に スマホで申告！

確定申告には、ご自宅からスマホやタブレットでご利用いただけるe-Tax・スマホ申告が便利です。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」へスマホでアクセスすると、見やすいスマホ専用画面をご用意しております。

多くの方が来場される確定申告会場に出向くことなく、マイナンバーカード読取対応のスマホを利用して、ご自宅でスマホ申告することができます。

● こんなあなたはスマホ申告！

- ・ 年末調整済で医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除の申告をする方
- ・ 年末調整が済んでいない方
- ・ 2カ所以上の給与所得がある方
- ・ 年金収入や副業等の雑所得がある方
- ・ 株式等の譲渡をされた方(特定口座をお持ちの方)

● もっと便利に！

- ・ 給与所得の源泉徴収票をスマホのカメラ機能で読み取ると、記載内容が入力画面へ自動反映されます！
- ・ 令和4年分確定申告からは、スマホで青色申告決算書・収支内訳書の作成が可能になります！

〈動画で見る確定申告〉〈確定申告書等作成コーナー〉



動画で見る確定申告



確定申告

国民年金

20歳になったら必ず
国民年金に加入しましょう

日本に住む20歳以上60歳未満の人は、全員が国民年金に加入しなければなりません。学生も、20歳になれば国民年金に加入することになります。20歳の誕生日を迎えたら、すみやかに加入手続きをしてください。

ただし、すでに就職して厚生年金や共済組合に加入している方は、第2号被保険者として国民年金にも加入していますので、手続きは不要です。

また、収入が一定額以下の場合には、申請して承認を受けることにより、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。学生については学生期間中の保険料の納付が猶予される『**学生納付特例制度**』、学生以外の方については保険料の納付が免除される『**免除制度**』や納付が猶予される『**納付猶予制度**』があります。この免除(猶予)を受けている期間中に万が一の事故などで障害を負った場合には、障害基礎年金を受けることができます(一部免除の場合には、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになり、障害基礎年金が受けられない場合があります。)なお、免除(猶予)を受けた期間は年金を受けるための資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額には反映しません。満額の老齢基礎年金を受けるためには、10年以内に保険料を納めること(追納)が必要です。

学生納付特例制度などを申請される方は、市役所・町村役場の国民年金担当係で手続きをしてください。

・**渋川年金事務所 代表**

☎0279・22・1614

「親子スキー教室」 参加者募集

親子でスキーの技術講習を受け、楽しく滑ります。

●**期 日** 令和5年2月12日(日)

●**行き先**

群馬みなかみほうだいぎスキー場

●**参加対象者**

県内在住の母(父)子家庭の母(父)と子(高校生以下)及び寡婦

※取扱旅行会社 東武トップツアーズ株式会社

※参加費や申し込み方法等、詳細は下記問い合わせ先まで。

【申し込み・問い合わせ】

往復はがきに住所・電話番号・参加者全員の氏名・年齢・希望乗車地及び親子スキー教室と記入のうえ、申し込む。(1月13日必着)

〒371-0843

前橋市新前橋町13-12

群馬県社会福祉総合センター内5階

一般財団法人群馬県母子寡婦福祉協議会

☎027-255-6636

～群馬県内で適用される最低賃金はすべて改正されました～ 知っていますか？自分の最低賃金

群馬県最低賃金 (地域別最低賃金)		1時間 895円	発効日 令和4年10月8日
特定 最低賃金	【製鋼・鉄素形材 製造業最低賃金】	1時間 976円	発効日 令和4年12月29日
	【一般機械器具 製造業最低賃金】	1時間 965円	
	【電気機械器具 製造業最低賃金】	1時間 965円	
	【輸送用機械器具 製造業最低賃金】	1時間 965円	

※最低賃金は時間額で定められており、群馬県内のすべての労働者とその使用者に適用されます。

詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室(☎027-896-4737)又は県内の最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

群馬労働局 URL: <https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/>

※中小企業・小規模事業者の方の賃金引上げ等を支援する助成金もご活用ください。

業務改善助成金

●**問い合わせ先** 業務改善助成金コールセンター

☎0120-366-440

●**申請先** 雇用環境・均等室

(前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階)

職業訓練(ハローワーク)説明会

ハローワークでは職業訓練に興味がある方を対象に毎月職業訓練説明会を開催しています。

また、支給要件を満たせば、月十万円の生活支援の給付金を受けながら無料の職業訓練が受講できます。気軽にお問い合わせください。

ラインで職業訓練のほか、面接会やセミナーなどの情報も配信中です。ぜひお友だち登録をお願いします。

●説明会日程

- ・1月12日(木)
- ・2月9日(木)
- ・3月9日(木)

●時間

午後1時30分
～2時30分

●場所

ハローワーク中之条
2階会議室

●お問い合わせ先

ハローワーク中之条
☎0279-75-2227



ID「@jwy1392w」

県営住宅2月定期募集のご案内

- 入居可能日 当選後、入居資格審査の結果、承認され次第個別に案内します。
- 所在地・間取り・募集戸数・家賃 募集案内をご覧ください。
- 入居資格
現在住宅に困っている方、世帯の収入が一定の金額以下であることなど
※連帯保証人は不要です。
※単身での申し込みが可能です。
※詳しくは募集案内または県住宅供給公社ホームページ(<https://www.gunma-jkk.or.jp/>)をご覧ください。
- 申込期間 令和5年2月1日(水)～15日(水)
- 申込方法
所定の申し込み用紙をメールまたは郵送により県住宅供給公社へ提出
- 申込用紙・募集案内配布場所
県住宅供給公社(前橋市紅雲町)、県民センター(群馬県庁2階)、県土木事務所、県保健福祉事務所、市役所・町村役場など
- その他
入居者は公開抽選で選定します。
※随時申し込みを受け付けている団地もあります。詳しくはお問い合わせください。
- 問い合わせ先 県住宅供給公社(住宅政策課)
☎027-223-5811 FAX027-223-9808

放送大学入学生募集のお知らせ

放送大学は、4月入学生を募集しています。

10代から90代の幅広い世代、約8万5千人以上の学生が、大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で学んでいます。

授業には3つのスタイルがあり、BS放送やインターネットで視聴する、また講師から直接受ける授業があります。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、300以上の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。

卒業すれば学士の学位を取得できます。

放送授業1科目の授業料は1万1千円(入学金は別)。半年ごとに学ぶ科目分だけの授業料を払うシステムです。

全国にキャンパスにあたる学習センターやサテライトスペースが設置されており、面接授業(スクーリング)の開講やサークル活動などの学生交流も行われています。

資料を無料で差し上げています。お気軽に放送大学群馬学習センター(☎027-230-1085)までご請求ください。

出願期間は、第1回は2月28日まで、第2回は3月14日まで。

1月の星空

○星図の説明

15日午後8時の星空です。

月初めの午後9時、月末の午後7時にも
同じ星空になります(「月」を除く)。

※満月は7日です。

